

R8 竹田市生成 AI 活用業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要・目的

生成 AI サービスを導入することにより、職員の業務の効率性の向上、業務の質向上を図る。この要領は、R8 竹田市生成 AI 活用業務委託の契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

(1) 業務名

R8 竹田市生成 AI 活用業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、システムの構築及び導入は契約締結日の翌日から 1 か月以内とする

(4) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 提案上限額

提案上限の金額（消費税及び地方消費税を含む）は次のとおりとする。

ア システム導入及び構築経費（イニシャルコスト）

495,000 円

イ システム運用保守に関する経費（ランニングコスト）

330,000 円／月額

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 竹田市の物品等の調達、売払い及び役務の提供に関する競争入札参加資格を有する者又はその資格を有しない者で次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者であること。

ア 履歴事項全部証明書（写し可）

※参加申込書提出期限前 3 か月以内に発行したもの

イ 国税の納税証明書（その 3 の 3）及び本市の市税の滞納のない（完納）証明書（写し可）

※参加申込書提出期限以前、3 か月前までに発行したもの

ウ 財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書）

- エ 印鑑証明書（写し可）
 - ※参加申込書提出期限以前、3 か月前までに発行したもの
- オ 誓約書（様式第7号）
- （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4） 本プロポーザル公募開始日から参加資格確認までの間に、本市の指名停止に関する規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- （5） 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること。
- （6） 国税及び本市に係る市税の滞納がない者であること。
- （7） ISMS(ISO/IEC27001)又はプライバシーマークの認証を取得している者であること。
- （8） 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当せず、かつ、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （9） 共同企業体による場合は、次の要件を満たす者であること。
 - ア 共同企業体において協定を締結していること。また、共同企業体は、自主結成とし、構成員は、代表構成員とその他の構成員の2者以下の構成であること。
 - イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していない者であること。
 - ウ 共同企業体の全ての構成員が、上記（1）～（8）の参加資格要件を満たす者であること。

4 事業者選定者

(事務局) 竹田市 デジタル推進課

〒878-8555 竹田市大字会々1650番地

Tel 0974-63-4832

e-mail tdensan【@】city.taketa.lg.jp

※スパムメール対策のため、【】をつけているので注意すること

5 プロポーザル実施スケジュール概要

No	項 目	時 期
1	実施要領・仕様書等の公表	令和8年10月15日(木)
2	質問提出期間	令和8年10月16日(金)～ 令和8年10月28日(水)
3	質問回答期限	令和8年10月30日(金)
4	参加申込書提出期限	令和8年11月4日(水)
5	参加資格通知期限	令和8年11月6日(金)
6	企画提案書提出期限	令和8年11月17日(火)
7	一次審査(書類) ※3者を超える場合	令和8年11月18日(水)
8	二次審査(プレゼンテーション)	令和8年11月25日(水)
9	結果通知	令和8年11月26日(木)

6 実施要領、仕様書及び関係様式等の交付

(1) 交付期間

令和8年10月15日(木)～令和8年11月4日(水)

(2) 交付方法

竹田市公式ホームページに掲載するので、次の URL からダウンロードすること。なお、ダウンロードが困難な場合は、4の事務局まで問い合わせすること。

<https://www.city.taketa.oita.jp/soshiki/joho/others/13238.html>

7 質問・回答

(1) 質問提出期間

令和8年10月16日(金)～令和8年10月28日(水) 午後5時まで

(2) 提出方法

次のフォームから提出すること。

<https://logoform.jp/form/KjxC/1829232>

(3) 回答方法

令和8年10月30日(金)までに随時質問者に対し電子メールにて回答する。

8 参加申込書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 5 時まで

※提出期限後に到着したものは無効とする

(2) 提出先

4 の事務局まで提出すること

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式第 1 号） 1 部

※共同企業体の場合は、共同企業体及び代表構成員名で申込みこと

イ 共同企業体協定書（様式第 2 号）の写し 1 部

※共同企業体のみ、本様式にて協定を締結し提出すること

ウ プライバシーマーク又は ISMS 認証の取得を証明する登録証の写し 1 部

エ 3 の（2）の有資格者でない者は、同規定に明記した書類 各 1 部

※共同企業体の場合は、構成員ごとに提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝を除く開庁日の午前 9 時～午後 5 時までとする

※郵送の場合は、封筒の表面に「R8 竹田市生成 AI 活用業務委託 参加申込書在中」と朱書きし、一般又は簡易書留により送付すること。

(5) プロポーザル参加資格の通知

参加資格を有する者に対する通知は、令和 8 年 11 月 6 日（金）までに電子メールにより通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 11 月 17 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出先

4 の事務局まで提出すること

(3) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 会社概要書（任意様式）※パンフレット等で可

ウ 業務実施体制（様式第 4 号）

エ 業務実績調書（様式第 5 号）

オ 見積書（様式第 6 号－1）

カ 見積書明細書（様式第 6 号－2）

キ ア～カを PDF ファイル化したデータを記録した電子媒体（CD-R 等）

(4) 提出部数

ア～カまでの書類を、各6部（正本1部・副本5部）提出すること

(5) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝を除く開庁日の午前9時～午後5時までとする

※郵送の場合は、封筒の表面に「R8 竹田市生成AI活用業務委託 企画提案書 在中」と朱書きし、一般又は簡易書留により送付すること。

(6) 書類作成上の留意事項

ア 1事業者につき、1提案とする

イ 企画提案書

(ア) A4（横書き、文字の大きさ10.5ポイント以上、両面印刷50ページ以内）を原則とし、表紙及び目次をつけ、ページ番号を付与すること。資料等の都合により、A3も可とするが、折りたたんで綴じること。

(イ) 具体的な内容が把握できるように、図や表等を用いて、提案内容をわかりやすく記述し、記述にあたっては、専門知識を有しない者に対する配慮を行うこと。

(ウ) 仕様書の内容を踏まえ、別紙1「評価基準表」の評価項目を網羅した提案内容とすること。

(エ) 仕様書に記載のない事項についても、有益な提案があれば記載すること。

(オ) 類似機能を有する代替案を提案することも可とするが、その場合、機能特徴やメリット・デメリット等について明示すること。

(カ) 企画提案書類一式を上記(3)ア～カに並べて綴じ、インデックスを貼ること。

ウ 見積書

(ア) 仕様書に記載されている項目のうち、実現可能である項目に必要なとなるすべての経費を計上すること。なお、必要な経費について過少に見積りをする、又は必要な経費を算入しなかった等により、提案上限額を上回る費用が生じた場合、やむを得ない事由が存在しない場合は、受託者の負担となることがあるため、必ず適正に見積りを行うこと。

(イ) 見積書に記入する金額は契約金額ではなく、本プロポーザルにより受託候補者を選択するための企画提案書の一部であることに注意すること。

(ウ) ①初期費用 ②月額利用料に分けて作成すること。

(エ) 様式の項目を満たす場合は、任意様式での提出も認める。

10 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書等の書類は、本プロポーザルにおける受託候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 提出した企画提案書等の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、選定委員から指示があった場合を除く。
- オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権などを法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

11 デモ環境の提供

(1) 評価期間

令和8年10月16日（金）～令和8年11月17日（火）

(2) 評価者

管理職（10名程度）

竹田市 DX 推進リーダー（20名程度）

(3) デモ環境

- ア インターネット環境からの接続が可能であること
- イ 同一アカウントからのログインが可能であること
- ウ RAG 機能や各種生成 AI 機能の利用可否については任意とし、応募者の判断とする。
- エ 評価期間中に職員が作成したデータは、評価期間終了後速やかに削除すること

(4) その他

- ア デモ環境の用意が困難な場合には、提案するサービスの操作性等を判断できる動画等も可とする。
- イ 次のフォームからデモ環境の利用手順または動画等の提出を行うこと。（ファイルサイズの制限 5MB）
<https://logoform.jp/form/KjxC/1834950>

12 一次審査

(1) 書類審査の実施

- ア 日時
令和8年11月18日（水）
- イ その他

審査は、提出した企画提案書等を基に行う。

(2) 評価基準

別紙1「評価基準表」のとおり

(3) 選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、別紙1「評価基準表」に基づき、書類内容を評価し、評価結果に対する選定委員会の審査を経て選定する。

イ 応募者が3者を超える場合のみ、上位3者への絞り込みを行う。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定後、令和8年11月19日（木）に参加表明を行ったすべての事業者に対し電子メールで通知する。なお、選定結果に対する異議申し立てには一切応じない。

13 二次審査

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時・場所

令和8年11月25日（水） ※詳細な時間は別途通知する

竹田市役所 ※詳細な場所は別途通知する

※諸事情により、日程等を変更することもある

イ 提案時間

1者につき、プレゼンテーション 30分

質疑応答時間 10分

ウ 提案者

1者につき、4名までとする

エ 提案に使用する機材

プロジェクター、スクリーン又はモニターは事務局にて準備するが、その他必要とする機材については、企画提案者が準備すること。

オ その他

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(2) 評価基準

別紙1「評価基準表」のとおり

(3) 選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、別紙1「評価基準表」に基づき、選定委員会が提案内容を評価し、評価結果に対する選定委員会の審査を経て契約の相手方の候補者を選定する。

イ 選定委員会は、提案上限額の範囲内で、合計点が最低基準点の7割以上である者の中から、最も合計評価点の高い提案者を受託候補者として選定する。

最も高い合計評価点の提案者が複数あった場合は、選定委員会各委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者を選定するものとし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、選定委員会委員の多数決によって選定する。

ウ 選定の結果最も合計評価点の高い者と随意契約の交渉を行うが、その者と合意にいたらない場合は、次に合計評価点の高い者から順に交渉を行う。

エ 提案者が1者の場合でも評価を行う。

(4) 選定結果の通知及び公表

受託候補者の選定後、令和8年11月26日(木)にプレゼンテーションを行ったすべての事業者に対し電子メールで通知する。また、竹田市公式ホームページにおいて公表する。

なお、選定結果に対する異議申し立てには一切応じない。

14 仕様書の確定及び契約の締結

受託候補者との協議により、仕様書を確定させ、見積書の徴取を行った上で、契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合、又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次順位者から順次協議を行う。

15 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 実施要領又は仕様書に示された条件に適合しない又は違反している場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正を行った場合
- (5) 提案上限額を超えた見積額を提示した場合
- (6) 最低基準点を設けた項目について、各委員の評価点の平均点が最低基準点に満たない場合
- (7) その他、社会通念上失格にあたる事由があると選定委員会が認める場合

16 受託候補者決定の取り消し

受託候補者の決定から随意契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合は、受託候補者の決定を取り消すことができるものとする。この場合については、本市は取り消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。

- (1) 指名停止措置を受けた場合
- (2) 本プロポーザルに参加する要件を満たさなくなった場合

17 その他

- (1) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領及び仕様書の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (3) 提出書類は、公表しないものとする。ただし、情報公開条例その他関係法令等に基づき、公表する必要があると認められる場合はこの限りでない。
- (4) 失格とされた場合又は関係する法令等に違反があった場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (5) プロポーザル参加者は、プロポーザル参加条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 必要があると認められる場合は、プロポーザルの延期又は取り消しを行うことができる。この場合について、本市は参加申込書に対し、損害賠償の責めを一切負わない。
- (7) 上記 15、16 については、共同企業体の各構成員に準用する。
- (8) プロポーザル参加を辞退する者は、参加辞退届（様式第 8 号）を令和 8 年 11 月 17 日（火）正午までに 4 の事務局まで提出すること。提出は、持参又は郵送（一般又は簡易書留）によるものとする。